

令和7年度税制改正等に 関するアンケート調査

参考資料

2024年6月
産業政策第一部

1. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

- ・ 設備投資減税①（中小企業経営強化税制） P. 2
- ・ 設備投資減税②（中小企業投資促進税制） P. 3
- ・ 設備投資減税③（償却資産に係る固定資産税の軽減措置） P. 4
- ・ 中小企業防災・減災投資促進税制 P. 5
- ・ 地域未来投資促進税制 P. 6
- ・ 「共通データ連携基盤」の活用について P. 7

2. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

- ・ 中小企業における法人税の軽減税率 P. 8
- ・ 事業承継税制 P. 9
- ・ 印紙税 P. 13
- ・ インボイス制度 P. 14
- ・ 電子帳簿保存法 P. 16
- ・ 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制） P. 18

1. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

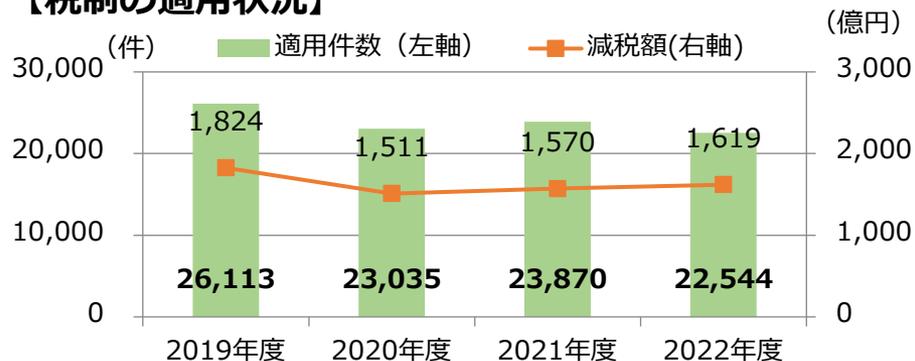
中小企業経営強化税制

- 中小企業等経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づく設備投資について、即時償却または税額控除（10%）（※）のいずれかの適用を認める措置（※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%）。

【税制の概要】

類型	要件	確認者	対象設備（※2～5）	その他要件
生産性向上設備 （A類型）	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	◆機械装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ※A類型は、測定工具又は検査工具に限る	<ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの（事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは対象外） ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと 等
収益力強化設備 （B類型）	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局 （※1）	◆器具備品（30万円以上）	
デジタル化設備 （C類型）	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上） ※A類型は、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る	
経営資源集約化設備 （D類型）	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備			

【税制の適用状況】



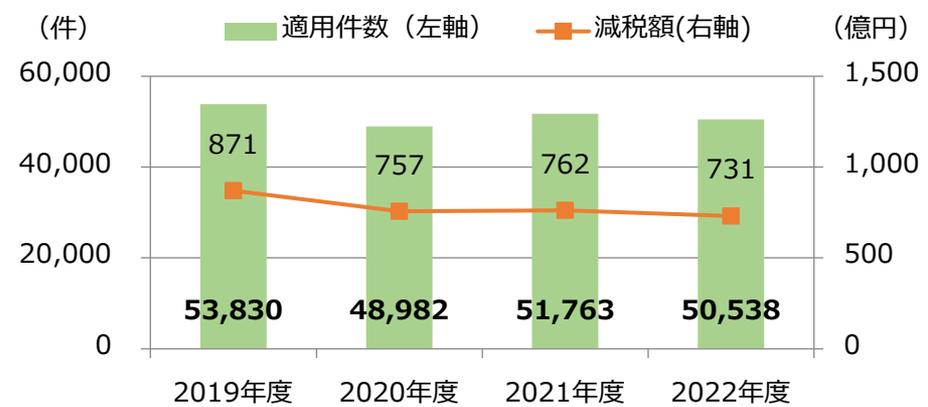
（出典）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和6年2月国会提出）」

- ※1… B類型・D類型は税理士・公認会計士の事前確認、C類型は認定経営革新等支援機関の事前確認が必要
- ※2… 発電用の機械装置、建物附属設備は、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる量の占める割合が1/2を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合、経営力向上計画の認定申請時に報告書の提出が必要
- ※3… 医療保健業を行う事業者が取得または製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除く
- ※4… ソフトウェアは、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のもの等は除く
- ※5… その管理の概ね全部を他の者に委託する資産で、コインランドリー業または暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く）の用に供するものを除く

中小企業投資促進税制

- 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除が選択適用できる措置（※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等のみ）。

対象者	中小企業者等（資本金1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業主等）
対象業種	ほぼ全ての業種（娯楽業、風俗業を除く）
対象設備 （※1）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（1台160万円以上） ◆ 測定工具及び検査工具（1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数台合計120万円以上） ◆ 一定のソフトウェア（一のソフトウェアが70万円以上、複数台合計70万円以上） ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のもの等は除く ◆ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ◆ 内航船舶（取得価格の75%が対象）（※2）



- ※1…以下は対象外
- ①中古品
 - ②貸付の用に供する設備
 - ③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備
 - ④その管理の概ね全部を他の者に委託する機械装置で、コインランドリー業（その中小企業者等の主要な事業であるものを除く）の用に供するもの
- ※2…総トン数500トン以上の内航船舶については、船舶の環境への負荷の状況等に係る国土交通省への届出が必要

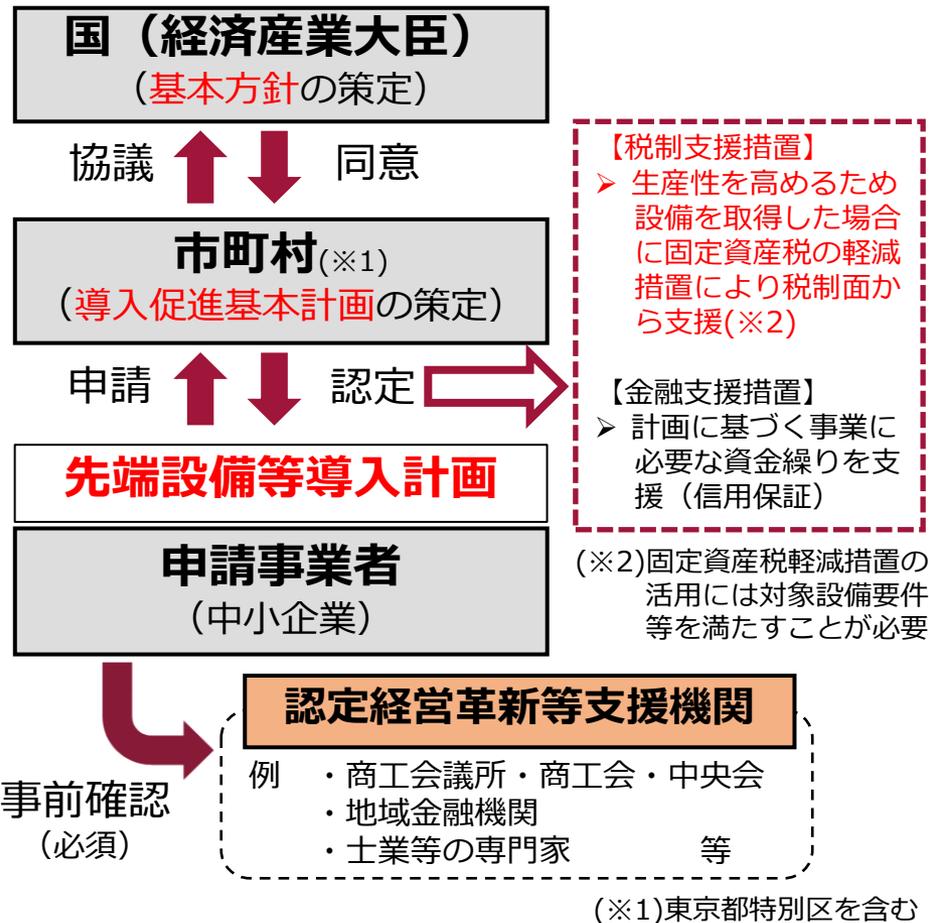
（出典）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和6年2月国会提出)」

1. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

償却資産に係る固定資産税の軽減措置

- 赤字企業を含めた中小企業の賃上げや前向きな投資を後押しするため、赤字黒字を問わず、一定の要件を満たした設備を対象に、設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置。

【全体スキーム】



対象企業	市町村(※1)から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村(※1)の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備(認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
④建物附属設備	60万円以上		
特例措置	固定資産税(通常、評価額の1.4%) ・ 計画中に賃上げ表明に関する記載あり※ ⇒以下の期間、 固定資産税を2/3軽減 ①2024年3月末までに設備取得:5年間 ②2025年3月末までに設備取得:4年間 ・ 計画中に賃上げ表明に関する記載なし ⇒3年間、 固定資産税を1/2軽減 ※雇用者全体の給与が1.5%以上増加することを表明		
適用期限	2年間(2025年3月31日までに取得したもの)		

1. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

中小企業防災・減災投資促進税制

- 自然災害等への事前対策の強化を後押しするため、事業継続力強化計画等の認定を受け、取得した設備に対して取得価格の18%の特別償却が適用できる措置。

【中小企業防災・減災投資促進税制の概要】

- 対象者：2025年3月31日までの間に自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者等
- 対象資産：「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする以下の設備
- 支援措置：特別償却18%（2025年4月1日以降に取得等をする資産は16%）

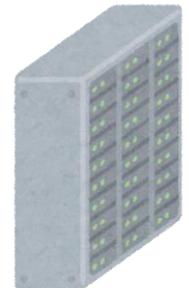
減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台(※1)、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

(※1) 架台については、対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る。

令和5年度税制改正で
新たに対象となった
耐震装置の例

- 耐震ラック
- 耐震フレーム
- 耐震フロア 等

➡ 被災時の損害を軽減



1. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

地域未来投資促進税制

- 「①地域経済牽引事業計画の承認を受けた者」が、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして、「②主務大臣による課税特例の確認を受けた」設備投資について、法人税等の特別償却または税額控除ができる措置。
- 令和6年度税制改正にて、大規模な設備投資に対する中堅企業枠を新たに創設。

改正概要

※赤字が改正箇所 【適用期限：令和6年度末まで】

対象者	地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者	
機械装置 器具備品	通常	特別償却40% または税額控除4%
	【現行の上乗せ要件】 下記①を満たした上で、②または③を満たす ① 労働生産性の伸び率 5%*2 以上かつ投資収益率5%以上 ② 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上 ③ 対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上	特別償却50% または税額控除5%
	【中堅企業枠】 上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業 ロ：設備投資額が10億円以上であること ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること	特別償却50% または 税額控除6%
建物、附属設備、構築物	特別償却20%/税額控除2%	

賃金水準・成長意欲が高い中堅企業*3

1. 常時使用する従業員数が2,000人以下

※中小企業およびみなし大企業を除く

2. 良質な雇用の創出

地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認

3. 将来の成長性

将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資（設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資）の状況を確認

4. 経営力

成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認

*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

*2 中小企業基本法の中小企業は労働生産性の伸び率4%以上。

*3 産業競争力強化法において規定。

「共通データ連携基盤」の活用について

リアルデータ連携基盤アプリケーションのイメージ

- 利用企業はリアルデータの収集・分析・価値創造が可能となるリアルデータ連携基盤アプリケーション（プラットフォーム）を活用し、自らが提供したデータを基にして、AIによりそのデータが分析・解析され、そのデータがフィードバックされることにより、自らのデジタル化・DX推進及び価値向上が実現可能。

具体的な事例（株式会社ミスミグループ本社）

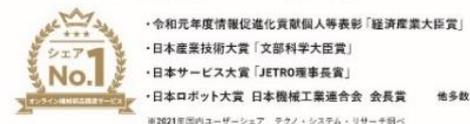
- 800垓（1兆の800億倍）ものバリエーションを最短当日出荷する機械部品商社である(株)ミスミグループ本社では、機械部品の受注をインターネット上で受け付けるプラットフォーム「meivy」を開発
- 利用企業の3Dデータがアップロードされると、瞬時に見積もりを算出し、最短1日で、自社の希望に沿った部品が最適な製造メーカーから出荷を受けることが可能



お客さまへ圧倒的な「時間価値」を提供



第三者機関からの高い評価



2. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

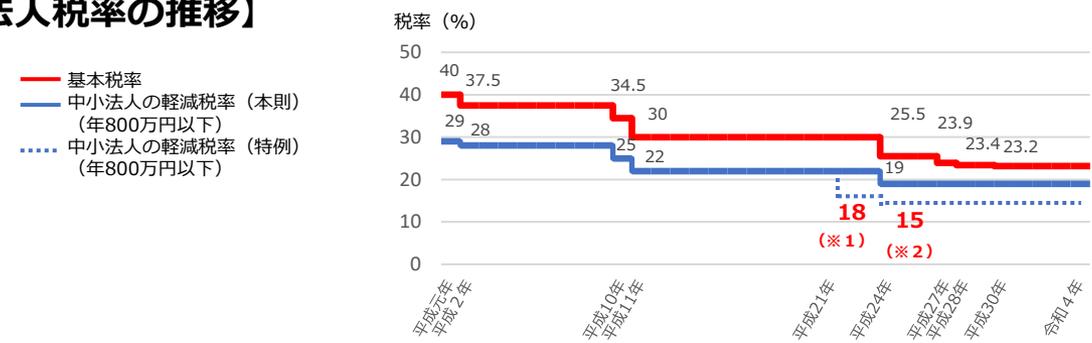
中小企業における法人税の軽減税率

● 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率を19%から15%に軽減する措置。

【特例の概要】

対象	本則税率		租特税率
	所得区分なし	税率	
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	-
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	-
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

【法人税率の推移】

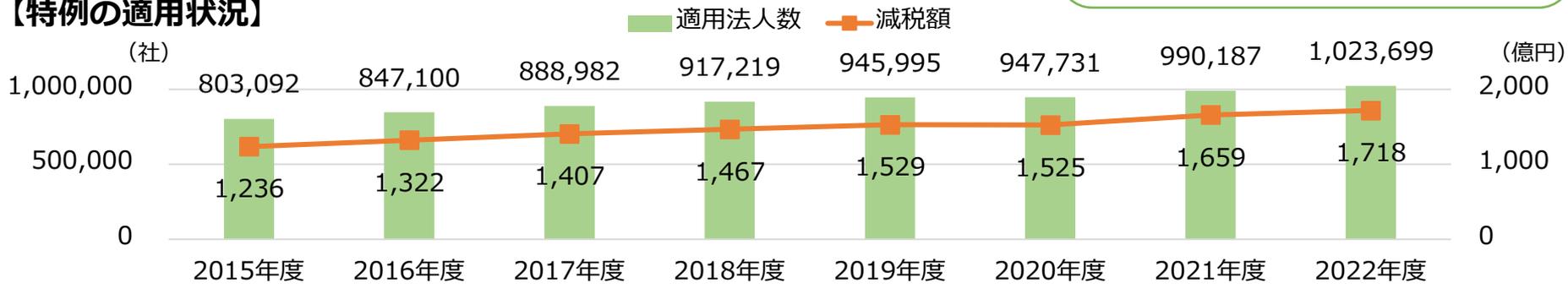


＜参考＞ 中小法人における法人税率軽減措置の経緯

【※1】平成21年度税制改正 (麻生内閣)
リーマン・ショックへの中小企業対策として中小法人に対する法人税率の軽減措置を導入(2年間の時限措置)。年800万円未満の所得金額について18%に軽減(本則22%)。
※2009年に参議院第一党だった民主党が11%に軽減する法案を提出したが、衆議院解散により廃案。

【※2】平成23年度税制改正 (菅内閣)
※民主党政権時
政府の最優先課題であったデフレ脱却と雇用拡大を図るための政策の一環として、期限切れを迎える上記軽減措置について、法人税率を18%(本則22%)から15%(同19%)に引き下げ(2012年4月1日から適用)。

【特例の適用状況】



※適用法人数 = 適用単体法人 + 適用連結法人、減税額 = 適用総額 (単体法人 + 連結法人) × 4% 出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和6年2月国会提出)」

事業承継税制（法人版）の制度概要

- 法人版事業承継税制には、「特例措置」と「一般措置」の2つの制度が併存する。
- 特例措置については、事前の計画策定や適用期限等が設けられているが、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等の優遇がある。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 (2018年4月1日から2026年3月31日まで)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日から2027年12月31日まで)	なし
対象株式	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人 の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化 〔雇用維持要件は実質撤廃され、雇用5年平均80%を下回る場合でも猶予税額は納付不要〕	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり 〔株式売却、廃業時点の株価で税額を再計算し、承継時との差額を免除〕	なし

(出典) 国税庁「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除のあらまし」を基に事務局作成

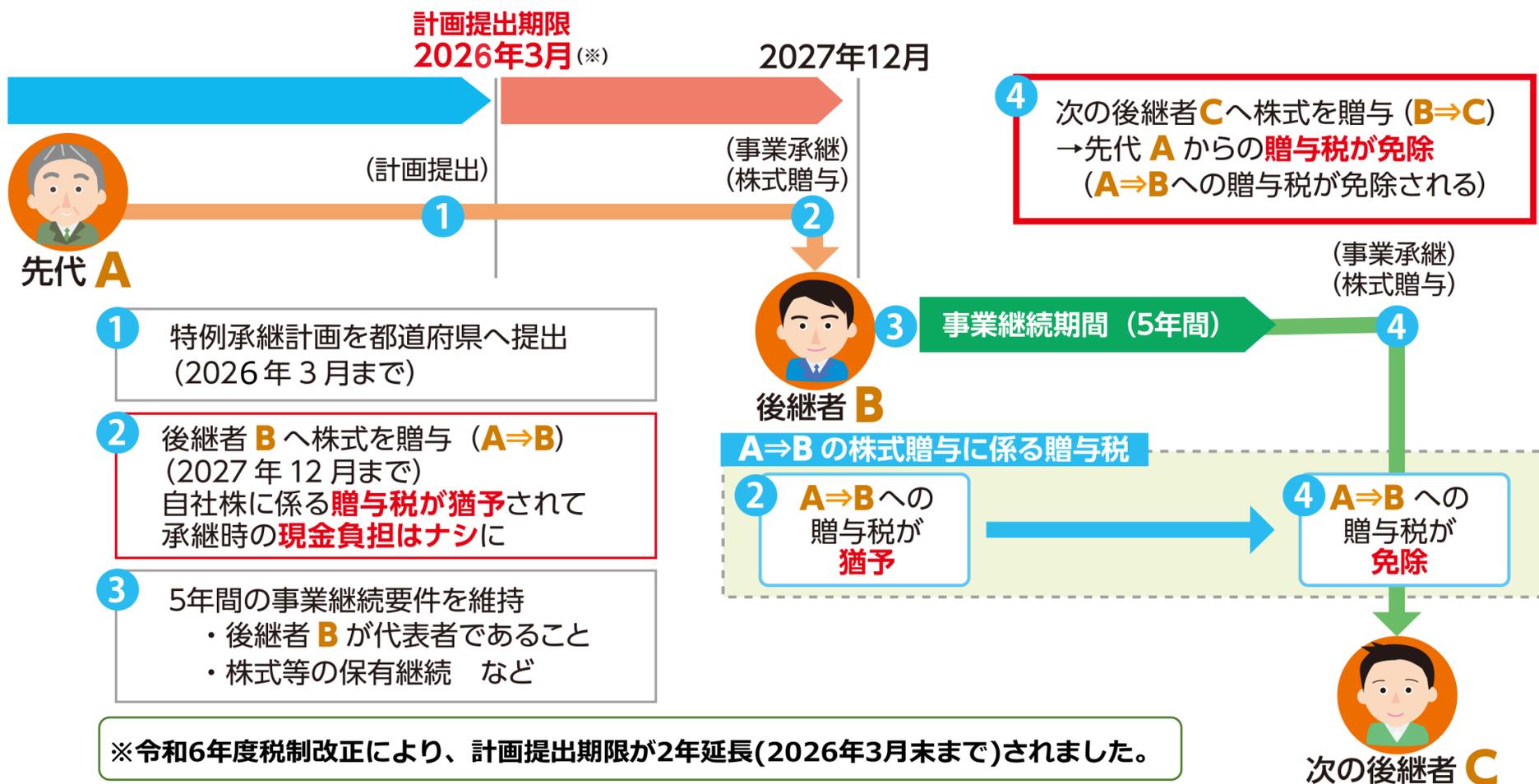
【令和6年度税制改正大綱（抜粋）】

- この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるために事業承継を集中的に進める観点の下、贈与・相続時の税負担が生じない制度とするなど、極めて異例の時限措置としていることを踏まえ、**令和9年12月末までの適用期限については、今後とも延長を行わない。**
- 事業承継を検討している中小企業経営者及び個人事業者の方々には、適用期限が到来することを見据え、**早期に事業承継に取り組むこと及び政府・関係団体には、目的達成のため一層の支援体制の構築を図ることを強く期待**する。

事業承継税制（特例措置）での税負担ゼロのケース

- 事業承継税制（特例措置）を活用すると、先代経営者（A）から後継者（B）に株式を贈与した場合の贈与税が猶予され、後継者（B）から次の後継者（C）に株式を贈与した場合に、先代経営者（A）からの贈与の際の贈与税が免除される。

【事業承継税制（特例措置）を使った税負担ゼロのモデルケース】

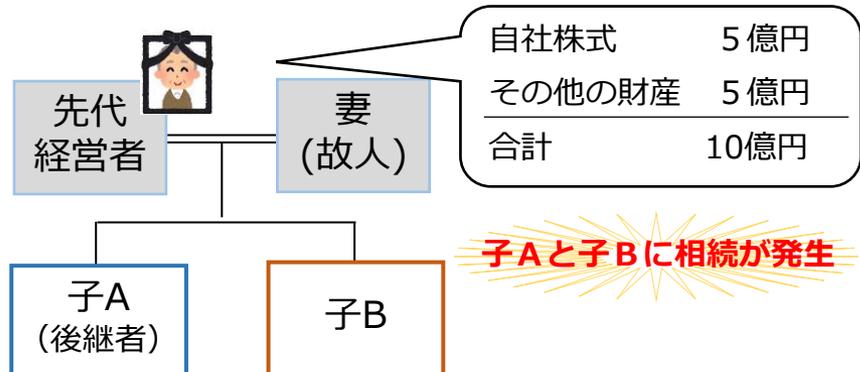


2. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

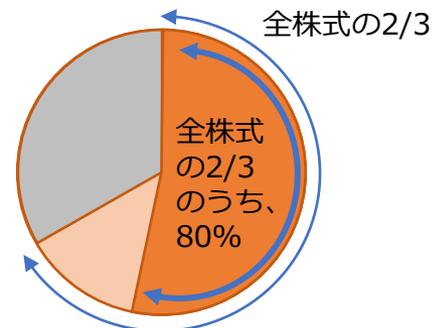
事業承継税制（「特例措置」と「一般措置」の税負担の差）

- 特例措置では、自社株を贈与・相続するときの税負担はゼロ（全額納税猶予）となるが、一般措置は一部しか納税猶予されず、税負担が発生する。
- 納税資金を会社が後継者に貸付し、会社の資金が社外流出するケースも多い。成長に向けた投資や賃上げの原資が毀損され、当該企業のみならず国民経済的にもマイナスになる。

【先代経営者の死亡により、子2人が相続するケース】



【参考】一般措置の猶予割合



相続の場合、全株式の2/3を対象に、80%（贈与は100%）を納税猶予する
⇒約53% (2/3×80%) の猶予にすぎない

■ 後継者が自社株式のみ取得する場合

子A (後継者) の取得財産

- ・ 自社株式 5億円
- ・ その他の財産 0円

子B の取得財産

- ・ 自社株式 0円
- ・ その他の財産 5億円

特例措置の場合

	子A (後継者)	子B
(1)取得財産	50,000万円	50,000万円
(2)相続税の総額	19,750万円	19,750万円
(3)猶予税額	△19,750万円	0円
(4)納付税額	0円	19,750万円

一般措置の場合

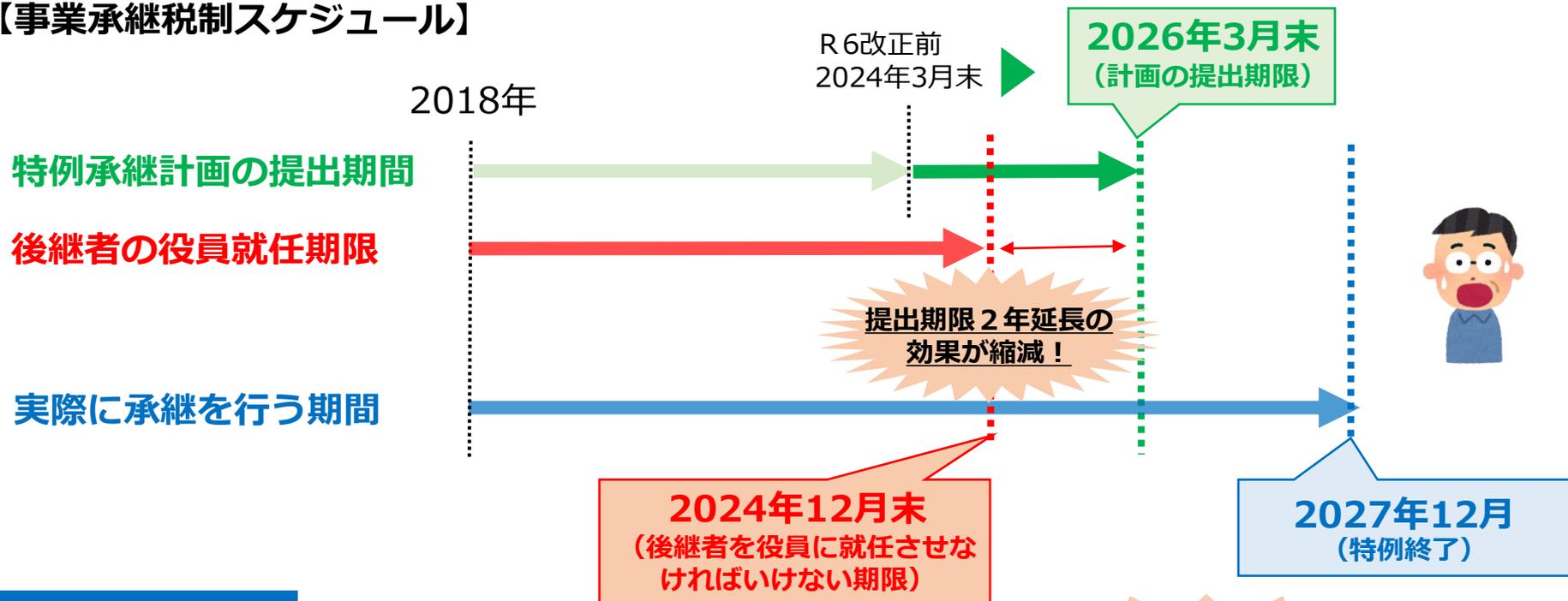
	子A (後継者)	子B
(1)取得財産	50,000万円	50,000万円
(2)相続税の総額	19,750万円	19,750万円
(3)猶予税額	△10,348万円	0円
(4)納付税額	9,402万円	19,750万円

自社株式の相続にあたり9,402万円の納税が必要！ ⇒ 円滑な経営承継や承継後の事業活動の妨げに！

事業承継税制（事業承継税制（特例措置）のスケジュール）

- 特例承継計画の提出期限は2026年3月まで。適用期限は2027年12月まで。
- 一方、後継者に課される要件（3年以上の役員就任要件）があるため、特例を活用できる期限は実質的に「2024年12月末までに後継者が役員に就任できる企業」に限られる。

【事業承継税制スケジュール】



主な後継者の要件

- ・ 贈与の時に、会社の代表権を有していること
- ・ 贈与の日において、18歳以上であること
- ・ **贈与の日まで引き続き3年以上会社の役員**であること 等

これから事業承継をしようとする企業は、**税制活用の実質的な期限は今年末に!**

印紙税

- 各種の経済取引に伴い作成される文書の背後にある経済的利益に担税力を見出し、負担を求める税。消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制との指摘もある。
- 電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。
- 印紙税の課税対象を国際比較すると、諸外国では課税対象が不動産や有価証券等に限定されているケースが多い一方、日本では課税対象となる文書が多岐にわたる。

【印紙税の概要】

項目	概要
課税対象	印紙税法別表第一に掲げる文書 (具体的には、不動産譲渡契約書、消費貸借契約書、請負契約書、手形、受取書、預貯金通帳等を課税文書として掲名)
納税義務者	課税文書の作成者
税率	課税文書ごとに法定(階級定額税率と定額税率のものがある。)
納付方法	原則として、課税文書の作成の時までに、課税文書に印紙を貼り付け、その印紙を消印する方法で納付する。
税収	9,821億2,100万円(令和4年度)

(出典)「印紙税の概要」、「令和5年度11月末租税及び印紙収入、収入額調」(財務省)

【参考：諸外国の印紙税の課税状況】



米国

不動産：なし
有価証券：州によって、株式・債券の譲渡に対して取引税等が課されるが、殆ど全ての州において課されていない
その他：なし



英国

不動産：資産(土地及び建物)の譲渡には土地印紙税が課税
有価証券：株式譲渡には通常0.5%の課税
その他：なし



ドイツ

不動産：なし
有価証券：なし
その他：なし

2. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

- 2023年10月から導入。インボイスとは、販売先に対し税率と税額を正確に伝えるための請求書等を指す。インボイスを発行するためには課税事業者となり、事前に登録申請をする必要がある。
- 制度導入後は、仕入先等が発行するインボイスがないと仕入税額控除が受けられなくなる。^(※)そのため、自社の税負担が増えたり、（免税事業者など）インボイス発行事業者でない場合は取引を見直される可能性がある。

(※) 制度導入から6年間は経過措置あり

インボイスの記載事項

- ① 発行事業者の氏名・登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象品目はその旨）
- ④ 税率ごとに合計の対価の額と適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 交付を受ける事業者名

法人の場合はT+法人番号、
それ以外の場合はT+13桁の数字

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円

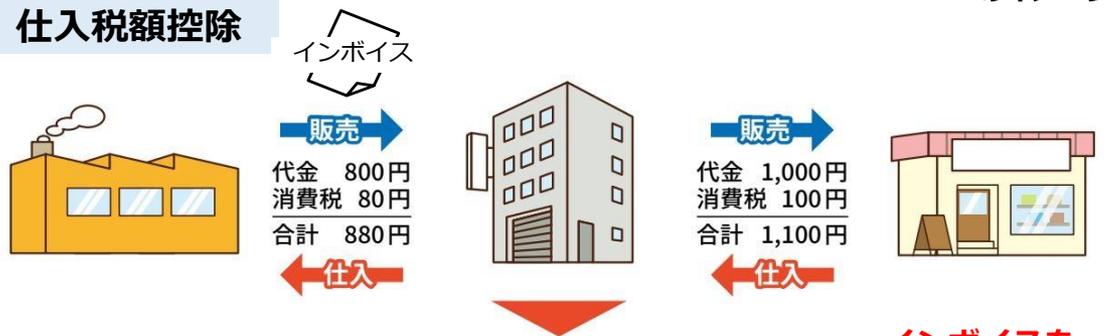
××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

インボイスのイメージ

仕入税額控除



消費税の計算

本則課税 $(\text{売上に係る消費税 } 100\text{円}) - (\text{仕入に係る消費税 } 80\text{円}) = 20\text{円}$

インボイスを受け取らないと80円を仕入税額控除ができない

仕入先からインボイスを入手できないと、自社は仕入税額控除ができないので、税負担の増加につながる可能性あり

自社がインボイスを発行しないと、販売先は仕入税額控除ができないので、取引をしてくれなくなる可能性あり

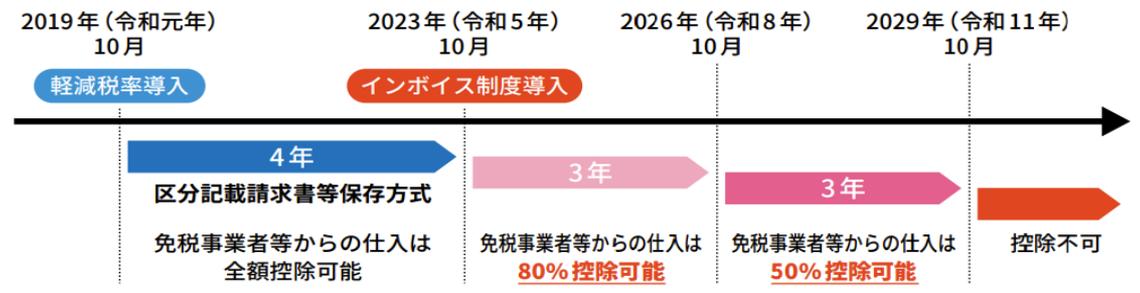
2. わが国のビジネス環境整備等に資する税制

インボイス制度（主な負担軽減措置）

● 2023年10月に開始したインボイス制度における主な負担軽減措置は下記のとおり。

① 免税事業者等からの仕入に係る経過措置

- 免税事業者からの仕入は、仕入税額控除を行うことができないが、仕入税額控除を一部認める措置（6年間の経過措置）



② 免税事業者が課税転換した際の納税額に係る軽減措置(2割特例)

※②～④は令和5年度税制改正大綱(2022年12月公表)において講じられた措置

- 免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する措置（3年間の経過措置）

例：売上800万円(税抜)の免税事業者(イラスト制作)の場合



③ 事務負担の軽減措置(少額特例)

- 中小事業者等(※)の少額の支払い(1万円未満)について、インボイスの保存を不要とする措置（6年間の経過措置） ※前々年の売上高が1億円以下または前年の上半期の売上高が5千万円以下の事業者が対象

④ 少額な返還インボイスの交付義務免除

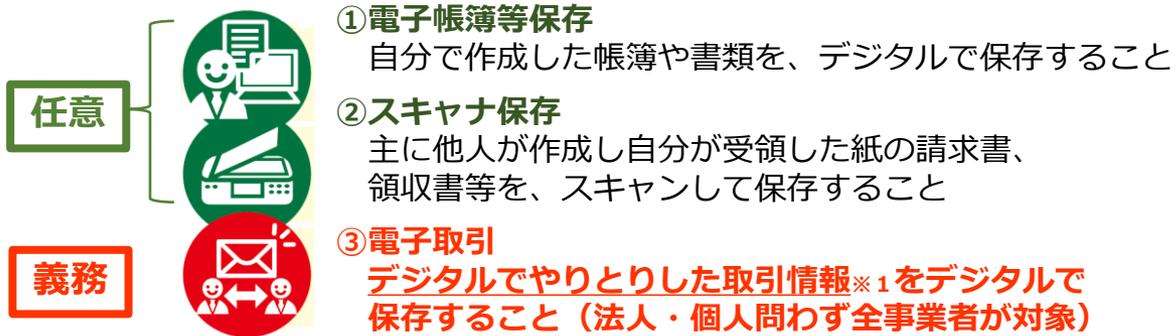
- 少額な値引き等(税込1万円未満)について、返還インボイスが不要となる措置(恒久措置・全事業者が対象)



電子帳簿保存法の制度概要

- 電子帳簿保存法とは、**電子データ（デジタル）**で保存することを可能とすること（**①電子帳簿保存**、**②スキャナ保存**）と、**電子データ（デジタル）**でやりとりした請求書・領収書等をデジタルで保存することを義務づけること（**③電子取引**）、を定めた法律。

【電子帳簿保存法の全体像】



電子取引の対象*1

電子データにより受領・送付した請求書・領収書・契約書・見積書など

【例】

- ・電子メールの添付ファイルやクラウドサービスで送受信した請求書
- ・ショッピングサイトで購入した商品のサイトなどからダウンロードした領収書

【電子取引のデータ保存義務をめぐるこれまでの改正経緯】

①2020年12月の改正

2022年1月1日以後に行われた「電子取引」（請求書・領収書等の授受をデジタルで行う取引）の情報は、**デジタルで保存しなければならない（義務化）**

②2021年12月の改正

2022年1月1日スタートの保存義務化に間に合わない事業者が多いことに配慮し、**2年間有恕（許す）し、2024年1月からスタートすることとする（経過措置）**

③2022年12月の改正

中小企業の経理実務の実態に配慮し、**2024年1月からスタートする義務化について、負担軽減措置を講じる**

商工会議所の要望により
2022年12月の令和5年度
税制改正で要件緩和を実現

→3年連続で改正（見直し）が行われていて、内容もわかりづらい！

電子帳簿保存法（2022年12月の改正内容）

- 令和5年度税制改正で設けられた猶予措置により、従前の保存方法に近い形でも良いこととされた。

<令和5年度税制改正による要件緩和（一部抜粋）>

対象		I.改ざん防止措置	II.検索機能の確保	その他の要件
全ての事業者	原則	必要	必要	
	例外	必要	不要	<ul style="list-style-type: none"> 出力書面を日付等ごとに整理して保存（売上高5,000万円以下の事業者は出力書面の保存も不要） 税務職員から求められた際にデータで渡す（データを消去しない）
相当の理由によりシステム対応が間に合わなかった事業者等		不要	不要	<ul style="list-style-type: none"> 出力書面の保存 税務職員から求められた際にデータで渡す（データを消去しない）

I.改ざん防止措置

- データが改ざんされていないという真実性を確保する観点から求められる要件
- 【例】
 タイムスタンプの付与
 事務処理規程を定めて守る

II.検索機能の確保

- 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする要件
- 【例】
 システムを導入
 表計算ソフトで索引簿を作成

- ➔ 猶予措置を用いれば、「改ざん防止措置」「検索機能の確保」の要件が不要となり、「出力画面を保存」し、「税務署職員から求められた際にデータで渡せる」状態にしておけば、**多くの中小企業が従前の保存方法のままで良いこととされている。**

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）

- 企業が地方公共団体の実施する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行うことで、法人税や法人事業税、法人住民税の税制控除を受けられる措置。
- 2016年に制度創設され、2020年の税制改正で税額控除割合が寄附額の最大9割まで拡充、企業人材を派遣し、人件費相当額を含む事業費を寄付する「人材派遣型」が創設された。
- 個人向けふるさと納税のような返礼品はない。



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

①法人住民税

寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

(出典) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
「企業版ふるさと納税リーフレット」より抜粋

① 寄付金額の全額**損金算入**による**軽減効果が寄付額の約3割**

② 企業版ふるさと納税による**税額控除措置が最大6割**

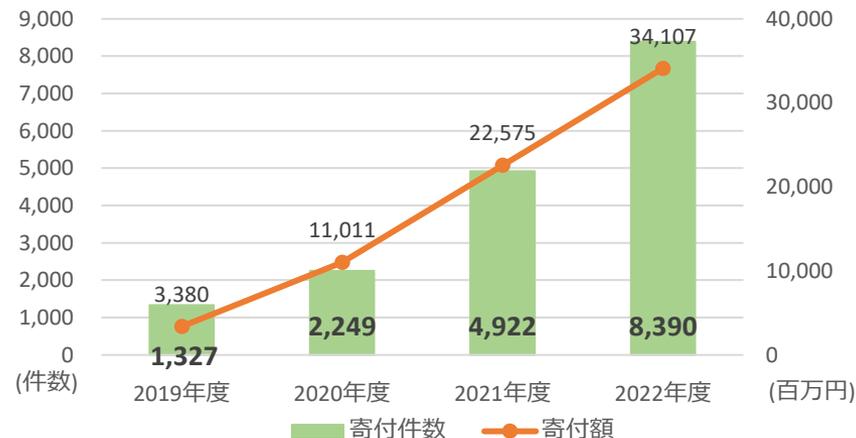
- 法人住民税・法人税から寄付額の最大4割を控除
- 法人事業税から寄付額の最大2割を控除

企業負担額は1割
寄付額の最大9割が控除可能

【人材派遣型 企業版ふるさと納税】



【企業版ふるさと納税の利用状況】



(出典) 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局資料より日商作成

 **日本商工会議所**

挑みつづける、変わらぬ意志で。

 **東京商工会議所**